

山形市公設地方卸売市場業務条例をここに公布する。

令和2年3月31日

山形市長 佐藤孝弘

山形市条例第3号

山形市公設地方卸売市場業務条例

山形市公設地方卸売市場業務条例（平成22年市条例第1号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 市場施設の使用（第6条—第19条）
- 第3章 監督（第20条—第22条）
- 第4章 市場取引委員会（第23条）
- 第5章 雑則（第24条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、山形市公設地方卸売市場（以下「市場」という。）の設置、業務の運営並びに市場施設の管理及び運営に関し必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保するとともに、生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民の生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市場施設 市場内の用地、建物、設備その他の施設をいう。
- (2) 卸売業者 市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、第6条第1項の規定により使用の許可を受けた市場施設において卸売をする業務（以下「卸売の業務」という。）を行う者をいう。

- (3) 仲卸業者 第6条第1項の規定により市場施設の使用の許可を受けて市場内に設けた店舗において、卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし、又は調整して販売する業務（以下「仲卸しの業務」という。）を行う者をいう。
- (4) 関連事業者 第1種関連事業者及び第2種関連事業者をいう。
- (5) 第1種関連事業者 第6条第1項の規定により市場施設の使用の許可を受けて市場内に設けた店舗その他の施設において、第4条に規定する市場の取扱品目のうち野菜、果実及び生鮮水産物以外の物品を販売する業務、同条に規定する市場の取扱品目の保管、貯蔵及び運搬等を行う業務その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務（以下「第1種関連事業」という。）を行うものをいう。
- (6) 第2種関連事業者 第6条第1項の規定により市場施設の使用の許可を受けて市場内に設けた店舗において、飲食業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務（以下「第2種関連事業」という。）を行うものをいう。
- (7) 売買参加者 仲卸業者以外のものであって、市場において生鮮食料品等について、規則で定めるところにより市長の承認を受けて卸売業者が行う卸売に参加するものをいう。
- (8) 買出人 仲卸業者から生鮮食料品等を買って受けて市場外で販売する小売業者及び仲卸業者が販売する通常の取引単位で買い受ける需要者をいう。

（市場の設置、名称及び位置）

第3条 この市に地方卸売市場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 山形市公設地方卸売市場
- (2) 位置 山形市大字漆山1420番地

（取扱品目）

第4条 市場の取扱品目は、次に掲げる物品とする。

- (1) 野菜、果実及びこれらの加工品
- (2) 生鮮水産物及びその加工品
- (3) 前2号に掲げる物品以外の生鮮食料品等

（開設者の責務）

第5条 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（第23条第2項第5号において「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第2章 市場施設の使用

(市場施設の使用の許可等)

第6条 市長は、市場において卸売の業務、仲卸しの業務又は第1種関連事業若しくは第2種関連事業を行おうとするものに対し、市場施設の使用を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、特に必要と認めるときは、売買参加者及び買出人の団体その他同項に規定するもの以外のものに対し、市場施設の使用を許可することができる。

3 市長は、卸売の業務を行おうとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第1項の規定による許可（以下この項から第6項までにおいて「使用の許可」という。）をしてはならない。

(1) 法人でない者

(2) 仲卸業者である者

(3) 法又は卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）による改正前の法（第5号及び次項第3号において「旧法」という。）の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

(4) 第10条第1項第1号、第2項若しくは第3項又は第22条第1項の規定により使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者

(5) 卸売の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者がある者

ア 破産手続開始の決定を受けた者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法又は旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第10条第1項第1号、第2項若しくは第3項又は第22条第1項の規定による使用の許可の全部の取消しを受けた法人のその取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの

エ 卸売業者又は仲卸業者の役員又は使用人である者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第7項において「暴力団員等」という。）

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利

するおそれがあると認められる者

(6) 卸売の業務を適確に遂行する上で必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者

4 市長は、仲卸しの業務を行おうとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、使用の許可をしてはならない。

(1) 法人でない者

(2) 卸売業者である者

(3) 法又は旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

(4) 第10条第1項第2号、第2項若しくは第3項又は第22条第2項の規定により使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者

(5) 仲卸しの業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者がある者

ア 前項第5号ア、イ又はエからカまでのいずれかに該当する者

イ 第10条第1項第2号、第2項若しくは第3項又は第22条第2項の規定による使用の許可の取消しを受けた法人のその取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの

(6) 仲卸しの業務を適確に遂行する上で必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者

5 市長は、第1種関連事業を行おうとするものが次の各号のいずれかに該当するものであるときは、使用の許可をしてはならない。

(1) 第3項第5号ア、イ、オ又はカのいずれかに該当するもの

(2) 第10条第1項第3号、第2項若しくは第3項又は第22条第3項の規定により使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

(3) 法人にあつては、業務を執行する役員のうち前2号のいずれかに該当する者がある者

(4) 第1種関連事業を適確に遂行する上で必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しないもの

6 市長は、第2種関連事業を行おうとするものが次の各号のいずれかに該当するものであるときは、使用の許可をしてはならない。

(1) 第3項第5号オ又はカのいずれかに該当するもの

(2) 第2種関連事業を適確に遂行する上で必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しないもの

7 市長は、第2項に規定するもの（第1号にあつては、そのものが法人である場合には、その業務を執行する役員）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 暴力団員等であるとき。
- (2) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (3) その業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。
- (4) 公益を害するおそれがあるとき。
- (5) 建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷するおそれがあるとき。
- (6) その他市場の管理上適当でないとき。

（用途変更、転貸等の禁止）

第7条 前条第1項又は第2項の規定による許可（以下「使用の許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る市場施設の用途を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（原状変更の禁止）

第8条 使用者は、市場施設に工作物その他の物件を建築し、造作を加え、又は市場施設の模様替えをするなど、市場施設の原状を変更するような行為をしてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（原状回復及び返還）

第9条 使用者の死亡、解散、廃業その他の理由により市場施設を使用する必要がなくなったとき、又は使用の許可の期間が満了したときは、当該使用者又はその相続人、清算人若しくは代理人（次項において「使用者等」という。）は、市長の指定する期間内に、自己の費用で当該市場施設を原状に回復し、速やかに当該市場施設を市長に返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による原状回復がなされないときは、当該使用者等に対し、当該市場施設の原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を求めることができる。

（使用の許可の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 卸売業者が第6条第3項第2号、第3号若しくは第5号のいずれかに規定する者に該当

することとなったとき、又は卸売の業務を適確に遂行する上で必要な資力及び信用を有しなくなったと認めるとき。

(2) 仲卸業者が第6条第4項第2号、第3号若しくは第5号のいずれかに規定する者に該当することとなったとき、又は仲卸しの業務を適確に遂行する上で必要な資力及び信用を有しなくなったと認めるとき。

(3) 第1種関連事業者が第6条第5項第1号若しくは第3号のいずれかに規定するものに該当することとなったとき、又は第1種関連事業を適確に遂行する上で必要な資力及び信用を有しなくなったと認めるとき。

(4) 第2種関連事業者が第6条第6項第1号に規定するものに該当することとなったとき、又は第2種関連事業を適確に遂行する上で必要な資力及び信用を有しなくなったと認めるとき。

2 市長は、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに使用の許可を受けた日から起算して1月以内に第14条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに使用の許可を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、業務の監督、災害の予防その他市場施設の管理上必要と認めるときは、使用者に対し、その使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

4 前条の規定は、前3項の規定により使用の許可が取り消された場合について準用する。

(補修等の命令)

第11条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対し、その補修又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第12条 市場施設の使用料（以下「使用料」という。）の額は、別表に定める金額の範囲内において規則で定める額とする。

2 使用料（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下この条、次条、第15条及び第

17条第1項において同じ。)は、月ごと(会議室使用料にあつては、使用の許可の際)に徴収する。

3 市場施設において使用する電気、ガス、水道等の費用で規則で定めるものは、使用者の負担とする。

4 市長は、使用者が第7条ただし書の規定により市長の承認を受けて市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、当該使用者にその本来の用途の使用料に相当する額を納付させることができる。

5 使用者は、その使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、使用料に関し必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、市場施設を使用できないことが引き続き3日以上にわたったとき。

(2) 第10条第3項の規定による使用の停止の期間が引き続き3日以上にわたったとき。

(3) 使用者が国又は公共団体であるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(保証金の預託)

第14条 使用者は、その使用の許可を受けた日から起算して1月以内に、市長に対し、保証金を現金をもって預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することについて市長の承認を受けた者については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、使用の許可の期間満了後引き続き使用の許可を受けた場合においては、その満了前の使用の許可に係る保証金が引き続きその満了後に受けた使用の許可に係る保証金として預託されたものとみなす。

3 使用者は、保証金を預託した後でなければ、市場施設の使用を開始してはならない。

4 第1項の規定により預託された保証金(第16条第1項の規定により追加して預託されたものを含む。)には、利子を付さない。

(保証金の額)

第15条 使用者が預託すべき保証金の額は、次の各号に掲げる使用者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額の範囲内で規則で定める額とする。

(1) 卸売業者 200万円以上1,000万円以下

- (2) 仲卸業者 第12条第1項に規定する使用料の月額額の6倍に相当する額
- (3) 関連事業者 第12条第1項に規定する使用料の月額額の6倍に相当する額
- (4) 第6条第2項の規定により許可を受けたもの 第12条第1項に規定する使用料の月額額の6倍に相当する額

(保証金の追加預託)

第16条 使用者は、保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、市長が指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

- 2 使用者は、前項の規定による預託を完了しない場合には、同項に規定する市長が指定する期間の経過後その預託を完了するまでは、市場施設を使用することができない。

(保証金の充当)

第17条 市長は、使用者が使用料その他市場施設の使用に関し市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。

- 2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第14条第1項の保証金（前条第1項の規定により追加して預託したものを含む。）について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

(保証金の返還)

第18条 市長は、使用者がその使用の許可の期間が満了し、又はその使用の許可が取り消された日から起算して60日を経過した後でなければ、保証金を返還しない。

(名称変更等の届出)

第19条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。
- (2) 名称又は住所を変更したとき。
- (3) 定款、資本金若しくは出資金の額又は役員を変更したとき。
- (4) 第6条第3項第2号、第3号又は第5号のいずれかに規定する者に該当することとなったとき。

- 2 卸売業者又はその清算人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を

市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売業者が解散したとき。
- (2) 卸売業者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (3) 卸売業者が第6条第3項第1号に規定する者に該当することとなったとき。
- (4) 卸売業者又はその業務を執行する役員がその業務若しくは職務に関して訴訟の当事者となったとき、又はその判決があったとき。

3 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。
- (2) 名称又は住所を変更したとき。
- (3) 定款、資本金若しくは出資金の額又は役員を変更したとき。
- (4) 第6条第4項第2号、第3号又は第5号のいずれかに規定する者に該当することとなったとき。

4 仲卸業者又はその清算人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 仲卸業者が解散したとき。
- (2) 仲卸業者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (3) 仲卸業者が第6条第4項第1号に規定する者に該当することとなったとき。
- (4) 仲卸業者又はその業務を執行する役員がその業務若しくは職務に関して訴訟の当事者となったとき、又はその判決があったとき。

5 関連事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) その業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。
- (2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (3) 法人である場合にあつては、定款、資本金若しくは出資金の額又は役員を変更したとき。
- (4) 第1種関連事業者にあつては、第6条第5項第1号又は第3号のいずれかに規定するものに該当することとなったとき。
- (5) 第2種関連事業者にあつては、第6条第6項第1号に規定するものに該当することとなったとき。

6 関連事業者又はその清算人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨

を市長に届け出なければならない。

- (1) 関連事業者が解散したとき。
- (2) 関連事業者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (3) 関連事業者又はその業務を執行する役員がその業務若しくは職務に関して訴訟の当事者となったとき、又はその判決があったとき。

第3章 監督

(報告及び検査)

第20条 市長は、遵守事項（法第13条第4項第2号に規定する事項としてこの条例及びこの条例に基づく規則その他市長が定めるものに規定する事項をいう。次条において同じ。）の履行及び市場施設の適正な使用を確保するために必要と認めるときは、使用者に対し、その業務若しくは財産若しくは許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に使用者が使用の許可を受けた市場施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況、市場施設の使用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪の捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第21条 市長は、遵守事項の履行及び市場施設の適正な使用を確保するために必要と認めるときは、使用者に対し、その業務若しくは会計又は市場施設の使用状況に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第22条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定

めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 3 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 4 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するために必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。
- 5 卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者又は売買参加者について法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者又は売買参加者に対しても前各項の規定を適用する。

第4章 市場取引委員会

(市場取引委員会の設置)

第23条 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、山形市公設地方卸売市場取引委員会（以下「取引委員会」という。）を置く。

- 2 取引委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。
 - (1) 開場の期日及び時間
 - (2) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項
 - (3) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に関する事項
 - (4) 卸売の業務を行う者に関する事項
 - (5) 前号に掲げるもののほか、取引参加者等関係事業者に関する事項
- 3 取引委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 取引委員会の委員（以下この条において「委員」という。）は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 取引委員会は、市場の売買取引に関する事項の調査及び検討を行うため、専門部会を置く

ことができる。

- 8 前各項に定めるもののほか、取引委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(市場の秩序の保持等)

第24条 市場に入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

- 2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るために必要と認めるときは、市場に入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の制限又は条件)

第25条 この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可又は承認には、制限又は条件を付することができる。

- 2 前項の制限又は条件は、許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の山形市公設地方卸売市場業務条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の山形市公設地方卸売市場業務条例（以下「改正前の条例」という。）第51条第1項の規定により市場施設の使用の指定を受けているものは、改正後の条例第6条第1項の規定により当該市場施設の使用の許可を受けたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第5 1 条第2 項の規定により市場施設の使用の許可を受けているものは、改正後の条例第6 条第2 項の規定により当該市場施設の使用の許可を受けたものとみなす。
- 5 改正前の条例第6 1 条第1 項、第2 項、第4 項又は第6 項の規定による卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の業務の全部又は一部の停止の処分で、この条例の施行の際現にその効力を有するものは、それぞれ改正後の条例第2 2 条第1 項から第3 項まで又は第5 項の規定による市場施設の使用の全部又は一部の停止の処分とみなす。この場合において、当該処分期限が付されているときは、当該処分の期限は、改正前の条例の規定により処分がなされた日から起算するものとする。
- 6 前3 項に規定するものを除くほか、この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例中これに相当する規定があるときは、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第1 2 条関係）

種 別		金 額
卸売業者市場使用料		卸売金額の1, 0 0 0分の3. 5に相当する額
卸売業者売場使用料		1 平方メートルにつき月額1 3 0 0円
仲卸業者市場使用料		卸売業者以外の者から買い入れた物品の売上金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の1, 0 0 0分の3. 5に相当する額
仲卸業者売場使用料		1 平方メートルにつき月額1, 1 0 0 0円
買荷保管積込所使用料		1 平方メートルにつき月額5 0 0 0円
倉庫使用料		1 平方メートルにつき月額5 5 0 0円
冷蔵庫使用料		1 平方メートルにつき月額1, 5 5 0 0円
業者事務所使用料		1 平方メートルにつき月額1, 0 0 0 0円
関連事業者 店舗使用料	金融施設	1 平方メートルにつき月額1, 6 5 0 0円
	福利厚生施設	1 平方メートルにつき月額6 5 0 0円
	関連事業店舗	1 平方メートルにつき月額1, 6 0 0 0円
会議室使用料	大会議室	1 回（3 時間以内）につき1, 0 0 0 0円
	小会議室	1 回（3 時間以内）につき5 0 0 0円
指定駐車料		自動車1 台につき月額3, 2 0 0 0円
土地使用料		1 平方メートルにつき月額5 0 0 0円

備考 卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料以外の使用料の額は、上記の表に定める金額を基礎として算出した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額とする。